

サポーター規約

アジャイル株式会社（以下「甲」という）と、甲が運営するつながるメール（つながめ）（以下「本サービス」という）の利用を希望する方（以下「ユーザー」という）への普及活動支援、およびユーザーサポートを希望する方（以下、「乙」という）は、以下のサポーター規約（以下、「本規約」という）に同意するものとします。

また、乙が本規約に同意し、所定の登録を完了した時点で、甲は、乙をサポーターと認定するものとします。

第1条（規則遵守義務）

1. 乙は、本サービスを取り扱うにあたり、甲及び本サービスの名声、信用、評判を維持向上させるものとし、直接、間接を問わず、これらを毀損する事のないよう、充分注意を払うものとします。
2. 乙は、ユーザーに対し、本サービスに関する最新情報を伝えるとともに、ユーザーが本サービスを利用継続する限り、スムーズに運用できるよう最大限の助力を行うものとします。
3. 甲は乙の普及活動が甲の利益に合致しないと判断したときは、いつでも乙に対してその方法の変更または中止を求めることができ、この場合、乙は直ちに甲の申し出に従うものとします。
4. 乙は、乙の名前で普及活動をし、甲であることを騙って普及活動を行わないものとします。

第2条（サポーター登録と有効期間）

1. 乙は、原則として法人及び個人を問わないものとします。
2. 甲は、乙をサポーターとして認定した日から1年毎に、メールまたは電話等の手段にて、乙にサポーターを更新する意思を確認するものとし、更新の意思が確認できた乙を引き続きサポーターとして認定するものとします。

第3条（届出）

1. 乙は、甲が指定する登録事項について変更があった場合、所定の「サポーター情報変更届出書」にて、速やかに甲に変更の届け出を行うものとします。
2. 乙は、本サービスのサポーター登録を解除したいとき、所定の「サポーター登録解除申請書」にて、甲に登録解除の届け出を行うものとします。

第4条（認証方法）

1. 乙の支援費（コミッション）の対象となるユーザーの判別は、以下の手順にて行うものとします。
 - (1) 乙はサポーター専用ページにログインし、乙専用のユーザー利用申込画面の URL を確認する
 - (2) 乙は、ユーザーに当該 URL を通知する
 - (3) ユーザーが当該 URL から利用申込をする
 - (4) ユーザーが利用料金の支払いを完了する
2. ただし、以下の条件においては、支援費（コミッション）対象外といたします。
 - (1) 上記当該 URL からの利用申込以外の方法で申し込まれた場合
 - (2) 各種キャンペーン期間中において、ユーザーからの返金が発生した場合や料金の支払いが無い場合

第5条（支援費）

1. 甲は、ユーザーからの入金額の30%（消費税込み）を乙に支援費（コミッション）として支払うものとします。
2. 甲は、乙がサポーター登録を完了した月から起算して、3ヵ月毎に乙の支援費（コミッション）対象となる入金額を確定し、翌月5営業日までに3ヵ月分の支援費（コミッション）を集計、末日に乙の指定する銀行口座に支払うものとします。これにかかる振込手数料は甲が負担するものとします。ただし、乙の集計日において、返金保証等のユーザーの支払いをさかのぼって返金を約定するキャンペーンなどの契約対象期間にある者はその集計を次回集計日までの間猶予するものとします。甲は、ユーザーが本サービスの利用料を支払い続ける間は、乙に前項の支援費（コミッション）を支払うものとし、特段の期限を設けないものとします。
3. 第9条及び第10条により、乙のサポーターの権利が失効した時には、甲は失効日までの乙の支援費（コミッション）の残額を集計し、失効月の翌月末日に残額を支払うものとします。また、失効日以降にユーザーが利用料の支払いを継続しても、乙が支援費（コミッション）を受け取る権利は消滅するものとします。
4. 乙のサポートするユーザーが契約を解除した場合には、それはユーザーの意思であり、甲はその契約解除には一切の責任を負わないものとします。また、契約解除によって乙が将来受領する予定の支援費（コミッション）に対して支払う責任も負わないものとします。
5. 甲が普及促進のための施策として行うキャンペーン等の「返金保証制度」において、ユーザーが利用料金を入金後、ユーザーの意思で「返金保証制度」対象である3ヵ月以内に登録解除申請を行い、甲がユーザーの入金した利用料金をユーザーに返金した場合には、支援費（コミッション）の計算対象外とします。

第6条（権利・義務の譲渡の禁止）

乙は、本規約により生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させることはできないものとします。

第7条（知的財産権）

1. 乙は、甲より提供されるユーザー・マニュアル又はその他の関連するマテリアルもしくは文章に付され又は含まれる知的財産権、商標又は著作権のマーキングや表示を除去したり、破棄したりしないことに同意するものとします。
2. 本規約又は、その履行によって、乙は、甲の商標、商号、ロゴ等の過去又は現在販売に使用されたその他の製品表示に対するいかなる権利も取得することがないものとします。

第8条（秘密の保持）

1. 乙は、普及活動の遂行により知りえた甲および登録等の希望者、登録者の秘密を第三者に漏洩・開示しないものとします。
2. 前項の定めは、本規約終了後も5年間存続するものとします。

第9条（サポーター登録の解除）

甲は、乙が下記のいずれかに該当する場合、サポーター登録を解除できるものとします。

- (1) 第1条に違反し、甲または甲の運営するサイトの名声、信用、評判を害する行為、また、その他甲が甲の営業行為にとって不利益と認める行為があった時、またはその恐れがある乙の行為に対する甲の催告通知にも関わらず速やかに従わなかったとき
- (2) 甲が相当な期間をもって是正の催告にもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき
- (3) 第1条各項を遂行することが著しく困難と認められるとき
- (4) 資産、営業、信用等に重大な変更が生じ普及活動の遂行が困難と認められるとき
- (5) 第6条に違反し、乙がその普及活動の全部あるいは一部を第三者に譲渡または委託したとき
- (6) サポーター登録に際して虚偽の事項を届け出た場合
- (7) 過去に本規約に違反したことがある者からの登録である場合
- (8) 未成年者、成年被後見人、被補佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、補佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
- (9) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っている」と甲が判断した場合
- (10) その他、甲がサポーター登録を相当でないと判断した場合

第10条（免責事項）

甲は、次に掲げる事項により生じる乙の損害については、その一切の責を負わないものとします。

- (1) 天災地変、乙に起因する、その他不可抗力と認められる事由により手続きが遅延し、又は不能となった場合
- (2) 通信回線及び通信機器、コンピュータシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等
- (3) 本規約によって受ける情報の誤謬、省略、及び中断並びにシステム障害等により生じた障害につき、甲の故意、または重大な過失に起因するものでないもの
- (4) 本規約に関し、乙による本サービス内容もしくはその利用方法についての誤解もしくは理解不足によるもの
- (5) 本規約に基づいて発生する特別損害、付随的損害、あるいは派生的損害
- (6) 乙と乙が募集して得たユーザーとのトラブル、また、それに関するユーザーや第三者からの甲への苦情や問い合わせへの対応義務
- (7) 乙のサポートするユーザーが保有するあらゆるデータとその管理

第11条（協議）

本規約に定めのない事項および解釈に疑義のある事項については、甲乙誠意をもって協議し解決するものとします。

第12条（本規約の改訂）

甲は、本規約を任意に改訂できるものとし、乙は、本規約が改訂された場合には、改訂後の規約が適用されるものとします。

第13条（準拠法及び管轄）

本規約は、日本法に準拠するものとします。

本規約に関して紛争が生じた場合、甲の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とするものとします。

最終改定日：2017年11月17日